

# 土壤汚染対策法の改正について

宇都宮市環境部環境保全課

土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握し、その汚染による人の健康に係る被害を防止するため平成14年5月29日に公布され、これまで、主に有害物質使用特定事業場を対象として土壤の汚染状況の調査や汚染が認められた場合の措置等の規制がなされてきました。

しかし、都道府県等の条例に基づく土地の形質変更の届出や土地取引等を契機として、有害物質使用特定事業場以外の土地であっても土壤汚染が確認されてきており、また、汚染土壤の不適正処理も認められていることから、平成21年4月24日、土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、土壤汚染の状況の把握や汚染土壤の適正処理等について改正がなされました。まだ政省令は公布されておりませんが、改正法の施行は一部の規定を除き平成22年4月1日を予定しています。改正の概要は以下のとおりです。

## 1 土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充

### (1) 一定規模以上の土地の形質変更

一定規模（3000 m<sup>2</sup>の予定）以上の土地を形質変更しようとする者は、事前に届出が義務付けられます。届け出られた土地が特定有害物質により汚染されているおそれがあると認められる場合は、土壤汚染状況の調査の実施が求められます。

### (2) 指定の申請

土地の所有者等は、自主調査により土壤が汚染されていると思料するときは、都道府県知事に対し、要措置区域等として指定するよう申請することができることとなります。

## 2 規制対象区域の分類等による構すべき措置の内容の明確化

法に基づく調査により汚染が確認された場合、これまでは一律に指定区域として指定され、汚染の除去等の措置が義務付けられてきましたが、人の健康の保護の観点から、次のとおり区分することになります。

### (1) 要措置区域

汚染された土地の状況や周辺の地下水の利用状況から、汚染の除去等の措置が必要な区域

### (2) 形質変更時要届出区域

汚染の除去等の措置は必要ないが、形質変更を行う場合は届出が必要な区域

## 3 搬出土壤の適正処理の確保

### (1) 管理票

要措置区域又は形質変更時要届出区域（要措置区域等）から汚染土壤を搬出する者は、その運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票の交付が義務付けられます。

### (2) 汚染土壤処理業の許可制度

汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、汚染土壤を処理する施設ごとに都道府県知事の許可を受けなければならないこととなります。この許可の申請については、平成21年10月23日に施行される予定です。

また、汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する場合は、その処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならないこととなります。